

燃料費調整制度における基準調整単価届出書

営推発 第 14 号
令和元年 8 月 28 日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力株式会社
取締役社長 長井 啓介
社長執行役員

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第 43 条第 4 項の規定により、別紙のとおり燃料費調整制度における基準調整単価を定めたので届け出ます。

燃料費調整制度における基準調整単価
[第 43 条第 4 項関係]

以下のとおり契約種別ごとに基準調整単価を定めた。

区 分	単 位	基準調整単価 円 銭厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯 A		
(イ) 電灯		
契約負荷設備 10Wまで	1灯・1月	0.760
" 20Wまで	"	1.521
" 40Wまで	"	3.042
" 60Wまで	"	4.563
" 100Wまで	"	7.605
" 100W超過 50Wまでごとに	"	3.803
(ロ) 小型機器		
契約負荷設備 50VA まで	1機器・1月	2.272
" 100VA まで	"	4.543
" 100VA 超過 50VA までごとに	"	2.272
ロ. 臨時電灯 A		
契約負荷設備 50VA まで	1契約・1日	0.062
" 100VA まで	"	0.122
" 100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに	"	0.122
" 500VA 超過 1kVA まで	"	1.225
" 1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに	"	1.225
ハ. 臨時電力(定額制供給)	1kW・1日	1.288
ニ. 農事用電力(脱穀調整用, 附則)		
契約電力 0.5kW	1契約・1日	0.322
" 1kW	"	0.644
" 2kW	"	1.288
" 3kW	"	1.932
" 3kW超過 1kW増すごとに	"	0.644
(2) 従量制供給		
イ. 従量電灯 A・臨時電灯 B・公衆街路灯 B		
最低料金(最初の 11kWh まで)	1契約・1月	2.154
電力量料金(11kWh 超過分)	1kWh	0.196
ロ. 上記以外の契約種別	1kWh	0.196

燃料費調整制度における基準調整単価
〔第 43 条第 4 項関係〕

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年 11 月 28 日法律第 85 号）第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号）第 5 条第 2 項の適用を受ける，令和元年 9 月 30 日以前から需給契約が継続し、令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年 10 月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年 11 月 1 日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成 28 年 11 月 28 日政令第 358 号〕第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成 26 年 9 月 30 日政令第 317 号〕第 4 条第 3 項で定める部分に限る。）の算定における基準調整単価は，以下のとおりとする。

区 分	単 位	基準調整単価
		円 銭厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯 A		
(イ) 電灯		
契約負荷設備 10Wまで	1灯・1月	0.746
" 20Wまで	"	1.494
" 40Wまで	"	2.986
" 60Wまで	"	4.480
" 100Wまで	"	7.467
" 100W超過 50Wまでごとに	"	3.734
(ロ) 小型機器		
契約負荷設備 50VA まで	1機器・1月	2.230
" 100VA まで	"	4.460
" 100VA 超過 50VA までごとに	"	2.230
ロ. 臨時電灯 A		
契約負荷設備 50VA まで	1契約・1日	0.060
" 100VA まで	"	0.120
" 100VA 超過 500VA まで		
100VA までごとに	"	0.120
" 500VA 超過 1kVA まで	"	1.203
" 1kVA 超過 3kVA まで		
1kVA までごとに	"	1.203
ハ. 臨時電力(定額制供給)	1kW・1日	1.265

区 分	単 位	基準調整単価
		円 銭厘
ニ. 農事用電力(脱穀調整用, 附則)		
契約電力 0.5kW	1契約・1日	0.316
" 1kW	"	0.632
" 2kW	"	1.265
" 3kW	"	1.896
" 3kW超過 1kW増すごとに	"	0.632
(2) 従量制供給		
イ. 従量電灯A・臨時電灯B・公衆街路灯B		
最低料金(最初の11kWhまで)	1契約・1月	2.115
電力量料金(11kWh超過分)	1kWh	0.192
ロ. 上記以外の契約種別	1kWh	0.192